

食費と居住費(滞在費)に対する減額制度

介護保険負担限度額認定(特定入所者介護サービス費)について

減額対象サービス:「施設入所」「短期入所療養介護」「介護予防 短期入所療養介護」のご利用者

以下の要件に該当する方は、お住まいの自治体に申請することで介護保健負担限度額認定証が交付されます。施設ご利用時にこの認定証を提示していただくと、食費と居住費が所得に応じて設定された上限額に減額されます。尚、認定証の有効期間は毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間です。自動更新はされないため、毎年申請が必要となりますのでご注意ください。

負担限度額該当要件

利用者負担段階	主な対象者	
第1段階	・本人及び世帯全員が住民税非課税世帯で老齢福祉年金の受給者 ・生活保護の受給者	かつ、預貯金などが単身1,000万円、夫婦2,000万円以下の方
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税世帯で前年の合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下	かつ、預貯金などが単身650万円、夫婦1,650万円以下の方
第3段階①	本人及び世帯全員が住民税非課税世帯で前年の合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万以下	かつ、預貯金などが単身550万円、夫婦1,550万円以下の方
第3段階②	本人及び世帯全員が住民税非課税世帯で前年の合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超	かつ、預貯金などが単身500万円、夫婦1,500万円以下の方

食費と居住費(滞在費)の負担限度額(令和8年8月～)

利用者負担段階	1日当たりの居住費(滞在費)		【入所】 1日当たりの食費
	多床室	個室	
第1段階	0円	550円	300円
第2段階	430円	550円	390円
第3段階①	430円	1,370円	680円
第3段階②	430円	1,370円	1,420円
通常料金 (減額対象外の方)	430円	1,700円	1,980円

(介護予防)短期入所療養介護利用時の食費(1食の場合) ※2食の場合は、合算ではなく1日限度額となる

利用者負担段階	1日又は(2食以上の場合)	朝食のみ	昼食のみ	夕食のみ
第1段階	300円	300円	300円	300円
第2段階	600円	480円	600円	600円
第3段階①	1,030円	480円	680円	820円
第3段階②	1,360円	480円	680円	820円
通常料金 (減額対象外の方)	1,980円	480円	680円	820円